

日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事

①棟東系統

図 面 リ ス ト		
図 面 番 号		縮 尺 （ A1 ）
M－ 0 1	特 記 仕 様 書 ①	－
M－ 0 2	特 記 仕 様 書 ②	－
M－ 0 3	特 記 仕 様 書 ③	－
M－ 0 4	特 記 仕 様 書 ④	－
M－ 0 5	特 記 仕 様 書 ⑤	－
M－ 0 6	案 内 図 ・ 配 置 図	1/500
M－ 0 7	器 具 表 ・ 機 器 表 （ 改 修 ）	－
M－ 0 8	器 具 表 ・ 機 器 表 （ 撤 去 ）	－
M－ 0 9	系 統 図 （ 撤 去 ・ 改 修 ）	－
M－ 1 0	1 階 平 面 図 （ 改 修 ）	1/100
M－ 1 1	2 階 平 面 図 （ 改 修 ）	1/100
M－ 1 2	3 階 平 面 図 （ 改 修 ）	1/100
M－ 1 3	1 階 平 面 図 （ 撤 去 ）	1/100
M－ 1 4	2 階 平 面 図 （ 撤 去 ）	1/100
M－ 1 5	3 階 平 面 図 （ 撤 去 ）	1/100
M－ 1 6	給排水衛生設備撤去改修 1階平面詳細図	1/20
M－ 1 7	給排水衛生設備撤去改修 2・3階平面詳細図	1/20
M－ 1 8	換気設備撤去改修 1階平面詳細図	1/20
M－ 1 9	換気設備撤去改修 2・3階平面詳細図	1/20

第 1 編 共通事項
第 1 章 工事概要
1.1 工事件名
日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事
1.2 工事場所
日野市三沢 2 0 0 番地
1.3 敷地面積
17,930.33㎡
1.4 建物概要

建物名称	日野市立日野第八小学校			
建物構造	RC 造		造	造
地上階数	3			
地下階数	0			
建築面積	3,342.10 m ²	m ²		m ²
延床面積	7,177.37 m ²	m ²		m ²
備 考	①棟東系統トイレ改修面積 99.87 m ²			

1.5 工事期間
・工 期：契約確定日の翌日から 令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで ・概成工期：契約確定日の翌日から 令和 7 年 1 2 月 1 2 日まで
(1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 作業不能日数：1 2 日間 (2) 上記 (1) は、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点 」における W B G T 値（気温、湿度、日射輻射を考慮した暑さ指数）過去 5 年分（2019 年～2023 年 ）について、本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日に関する条例」第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3 日を除く。））において、8 時から 17 時の間に W B G T 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したもの。 (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」における W B G T 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が (1) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。
1.6 備考

- (2) 週休 2 日促進(交替制)工事の適用については以下による。
- 本工事は、週休 2 日を促進することを目的とし、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する、「週休 2 日促進工事」である。週休 2 日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休 2 日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。
詳細は「日野市「週休 2 日促進工事」実施要領」を参照すること。
なお、「日野市「週休 2 日促進工事」実施要領」は、日野市ホームページから入手できる。
<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/eizen/syu2sokushin.pdf>

1.7 工事種目別概要
①棟校舎東系統トイレ(1～3階)の全面改修に伴う機械設備工事
1. 給水設備工事 一式 各トイレの給水管を撤去、新設
2. 中水設備工事 一式 各トイレの中水管を撤去、新設
3. 排水設備工事 一式 各トイレの排水・雑排水管を撤去、新設
4. 衛生器具設備工事 一式 各トイレの衛生器具を撤去、新設
5. 換気設備工事 一式 各トイレの換気器具を撤去、新設

1.8-1 情報セキュリティポリシーの遵守
1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式 1～様式 6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性 2 以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
1.8-2 環境管理

- (1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。
- 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
- このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
- ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
- ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- (2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

1.8-3 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供
本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第 4 2 号）」に基づき、次の事項に留意すること。
1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。 また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。 このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第 1 3 条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第 1 2 条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。 なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

1.8-4 内部通報制度
1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和 3 年 6 月 1 日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。 なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

1.8-5 環境により負荷の小さい自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、市民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 1 2 年東京都条例第 2 1 5 号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
○ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
○自動車から排出される素素酸化物質及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 7 0 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
アスベスト含有建材の取扱い 本工事において使用する材料は、原則としてノンアスベスト製品を選定し、使用すること。 なお、機器等の性能及び仕様上、代替品を使用する場合は、監督員と協議の上施工すること。

第 2 章 一般事項
東京都では、環境マネジメントシステムを運営し、東京都の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。
本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。
環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。

2.1 適用範囲
(1) 本特記仕様書は、最新版の「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都機械設備工事標準仕様書」「東京都電気設備工事標準仕様書」以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとうり施工する。なお、東京都は日野市に読みかえる。 本工事は、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、特記仕様書、設計図書、東京都建築工事標準仕様書、共通仕様書に基づき施工する事。なお、その運用の優先順位は次のとおりとする。

1. 現場説明資料及び現場説明資料に対する質問回答書
2. 特記仕様書
3. 設計図
4. 東京都建築工事標準仕様書（最新版） （以下「標準仕様書」という。）
5. 共通仕様書（最新版 建設大臣官庁庁営繕部監修）
6. 建築工事施工監理指針（(5)に伴う。）
7. JASS（建築工事標準仕様書((社)日本建築学会)この特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。
(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
(3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について
本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い
契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から 1 年以内及び 2 年以内に契約不適合に関する調査(工事請負契約書第 41 条第 1 項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。)を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。 詳細は、発注者の指示による。

2.4 成績評価について
東京都工事成績評定要綱（平成 14 年 3 月 26 日付 13 財営技第 167 号）に基づく工事成績評定については、次による。
○対象 対象外

2.5 工事の入札等について
入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力
(1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
(2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
(4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が (3) と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力
(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
(2) (1) の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
(3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等
設計変更等については、工事請負契約書第 18 条から 25 条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-01	図 名	特記仕様書①	縮 尺	—
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 事務所登録 東京都知事 第 16988 号 管理建築士 一級建築士 第 30233 号 土屋 清治			

2.9 注意事項

- (1) 受注者は、工事着手前に監督員及び学校管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。
- (2) 受注者は、生徒・職員・通行者等への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければならない。
- (3) 工事期間中、学校は通常どおりの運営を行っているので、騒音・振動・臭気等の発生の恐れがある作業を行う場合は、事前に監督員に報告し、学校運営の支障にならないよう配慮しなければならない。
- (4) 既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散のおそれのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。
- (5) 当敷地内の建築物、付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において工事しゅん工期日までに原形復旧しなければならない。
- (6) 使用材料は事前に、カタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。
- (7) 工事に使用する資機材・材料は、学校内に放置してはならない。
- (8) 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。
- (9) 腕章等を必ず着用すること。又工事車両であることが分かるよう措置をすること。
- (10) 各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。
- (11) 敷地内は、禁煙とする。
- (12) 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類（2020年1月 日野市総務部建築営繕課）」の定めによるものとする。
- (13) 工事に先立ち、仮使用承認申請（法第18条第22項第1号）の資料作成・申請を行い、許可取得後着工のこと。（申請料は別途）又、「工事中の消防計画書」も消防と協議のうえ提出のこと

第3章 支払

3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。

- 部分払については、行わない。

第4章 施工区分

4.1 施工区分

1.1.6 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）	
(1) 建設副産物の取扱いは、次による。	
ア リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成	
受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取りまとめて監督員に報告する。	
なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）によるほか、次表による。建設資材の再資源化等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」のほか、「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）によるものとする。これらについては、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。	
添付書類一覧	
リサイクル計画書	リサイクル報告書
①「再生資源利用計画書」	①「再生資源化等報告書」
②「再生資源利用促進計画書」	②「再生資源利用実施書」
③「搬入予定民間受入地届」（民間受入地へ搬入する場合に限る。）※	③「再生資源利用促進実施書」
④「建設発生土搬出のお知らせ」※	④「リサイクル阻害要因説明書」※
⑤ 収集運搬・処理業者の許可証の写し	⑤「リサイクル状況記録写真」
⑥ 建設廃棄物処理委託契約書の写し	⑥「民間受入地搬入確認報告書（リサイクル証明書を含む。）」（民間受入地へ搬入した場合に限る。）※
⑦ 運搬ルート図	⑦「搬入完了報告書」（島しょにおける工事の場合）
⑧ 使用するmanifestの様式	
⑨ 告知書の写し	
⑩ 有害物質等チェックリスト	

※ 島しょにおける工事の場合は、適用しない。

書類作成適用工事	
書類名	適用工事
再生資源利用計画書（実施書）	以下のいずれかに該当する場合（工事しゅん功後、１年間保管） ① 土砂を搬入する場合 ② 碎石を搬入する場合 ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する場合
再生資源利用促進計画書（実施書）	以下のいずれかに該当する場合（工事しゅん功後、１年間保管） ① 建設発生土を搬出する場合 ② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する場合 ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を１品目当たり1トン以上搬出する場合
搬入予定民間受入地届、民間受入地搬入確認報告書(リサイクル証明書を含む)	指定処分（B）又は指定処分（C）により、建設発生土の民間受入地（土質改良プラントを含む。）に建設発生土を搬入する場合（受注者は、事前に当該民間受入地が適正な受入地であることを確認すること。）
建設発生土搬出のお知らせ	建設発生土を100m3以上搬出する場合に先立って作成し、受入地の所在する区市町村の建設発生土担当窓口宛に郵送、FAX等で提供する（工事しゅん功後、１年間保管。） なお、搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合は、その定めに従い必要な手続きを行う。
リサイクル阻害要因説明書	工事途中において、やむを得ず次のいずれかを行う場合（工事しゅん功後、１年間保管） ① コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土又は建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する場合又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③ 土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合 ④ 碎石の利用工事において新材を使用する場合 ⑤ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合
告知書の写し、再生資源化等報告書	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、以下のいずれかに該当する場合 ① 建設物の解体工事で、床面積の合計が80m ² 以上 ② 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が500m ² 以上 ③ 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負代金の額が1億円以上 ④ 建築物以外の工作物の工事で、請負代金の額が500万円以上
有害物質等チェックリスト	建築物の解体工事、修繕、模様替え等の工事の場合

- イ 「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）の活用
- 本工事は、「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たってはシステムの活用を図るものとする。
- （システムに関する問合せ先）
- （JACIC）内 建設副産物情報センター TEL 03-3505-0410 JACICのホームページを参照すること。

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。

また、受注者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成並びに提出に当たっては、COBRISもしくは国土交通省HPに公表されている様式に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

ウ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

- エ 「リサイクル状況記録写真」
- 受注者は、次のとおり撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。
- (7) 撮影内容
- 積み状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等を撮影する。なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。
- (4) 撮影方法
- 運搬状況（工事現場出発時）は、積み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。
- 現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。
- 再資源化施設の状況及び最終処分状況（直接最終処分する場合に限る。）は、施設名称看板等を入れて撮影する。
- オ manifest等による報告
- (7) manifestの提示
- 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法。昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄管理物票（以下「manifest」という。）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。
- manifest（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。
- なお、電子manifestを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。
- (4) 集計表の提出
- 受注者は、manifestの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。
- (4) リサイクル伝票の提示
- 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、manifestを利用する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。
- その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。
- (4) リサイクル証明書の提示
- 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。

- (2) 建設副産物の処理は、次による。
- ア 現場において再利用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
- (7) 建設発生土の再利用
- 埋戻し土及び盛土については、次による。
- 現場で発生した建設発生土を使用する。
- ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。
- (4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、別紙○の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。
- 「1.3.4石綿含有建材等の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「第29章石綿除去工事」による。
 -
- オ 場外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。
- (7) 建設発生土の取扱い
- 建設発生土は、次の場所へ搬出し、土砂伝票（土砂搬入管理券等の発生側の運搬証明）、土砂搬入確認書（受入側の受入証明）の写し及び集計表を監督員に提出する。
- 現場内利用（工事現場外一時仮置き）
 - ストックヤード（区・市地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きに当たっては周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
- (4) 建設廃棄物の取扱い
- 受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。
- 本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。
- なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。
- コンクリート塊
- （住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
- 住所 丁目 番号
- 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：

- アスファルト塊
- 住所 丁目 番号
- 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
- 建設泥土
- 住所 丁目 番号
- 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
- 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）
- 住所 丁目 番号
- 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
- 建設混合廃棄物
- 住所 丁目 番号
- 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
- (4) 有価物の取扱い
- 建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
- また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(4)の規定による。
- （有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日）環循規発第2104141号）等を参照すること。

- 1.1.8 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）
- 本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。
- 「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

- 1.1.9 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）
- 本工事において、受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
- ※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M－03	図 名	特記仕様書③	縮 尺	－
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計	株式会社 事務所登録 管理建築士	土屋建築研究所 東京都知事 一級建築士	一級建築士事務所 第 16988号 第30233号	土屋 清治

第2節 工事関係図書
1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）
全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5工期」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。 また、工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.5関連工事等の調整」による。）。 なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。
※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義(24)」による。）
建築工事 電気・機械設備工事 その他関連工事 ← 着工 ← 着工 ← 着工 概成の日 概成の日 概成の日 総合調整 総合試運転・調整 総合試運転・調整 竣工
1.2.2 施工図等（標準仕様書1.1.2.3）
施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.3 工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）
(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。 作成する。 作成しない。 (2) 写真帳の提出は、次による。 提出する。 提出しない。 (3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。 受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。 なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。 ア 対象機器の導入 使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。 なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。 イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。 ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。 エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。
第3節 工事現場管理
1.3.1 電気保安技術者（標準仕様書1.1.3.2）
電気保安技術者の配置は、次による。 配置する。 配置しない。
1.3.2 施工条件（標準仕様書1.1.3.4）
(1) 施工順序は、次による。 図面による。 (2) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、次による。 図面による。 (3) 施工条件は、次による。 周辺環境、近隣住民へ配慮し交通安全等に十分注意するように努めること。

1.3.3 施工中の安全確保（標準仕様書1.1.3.7）
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。 本工事の受注者を指名しない。 本工事の受注者を指名する。 なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。 また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。 ア 統括安全衛生責任者 イ 元方安全衛生管理者 ウ 店社安全衛生管理者
1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）
石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1事前調査」、「第29章石綿除去工事」の当該事項による。 (1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。 分析調査結果による。 図面による。 (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。 なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般） （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録された者 ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿ファン有建材調査者も行うことができる。 また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。 なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。 （参考） 【報告対象となる工事】 解体部分の床面積の合計が80m2以上の建築物の解体工事 ②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事 ③請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事 ※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。 ※事前調査結果の報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。 詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照 (3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。 (4) 石綿含有ガasket、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。 工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）
石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1事前調査」、「第29章石綿除去工事」の当該事項による。 (1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。 分析調査結果による。 図面による。 (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。 なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般） （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録された者 ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿ファン有建材調査者も行うことができる。 また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。 なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。 （参考） 【報告対象となる工事】 解体部分の床面積の合計が80m2以上の建築物の解体工事 ②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事 ③請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事 ※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。 ※事前調査結果の報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。 詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照 (3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。 (4) 石綿含有ガasket、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。 工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。
第4節 機器及び材料
1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）
(1) 「東京都環境物品調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。 東京都環境物品等調達方針（公共工事）等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。 ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。 (7) 特別品目 温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物 高効率空調用機器（熱源機器） 高効率空調用機器（熱源以外の空調機器） ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 環境配慮形（EM）電線・ケーブル RoHS指令対応電線・ケーブル 低VOC 塗料 環境配慮型枠（複合合板型枠等） エコセメント スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品 電気便座（温水洗浄便座及び暖房便座）

(イ) 特定調達品目
吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 空調用送風機 空調用ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 衛生器具（自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器） 太陽熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム 節水機器（節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁、手元止水機能付水栓、小流量吐水機能付水栓）
イ 受注者は、ア(イ)以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。
ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。
エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は、「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は、「環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-Rを、併せて監督員に提出する。 なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

1.4.2 機材の品質等（標準仕様書1.1.4.2）
(2) 再生材の品質は、次による。 ○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。 「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。 ア 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30） イ 再生粒度調整碎石（RM-40、RM-30） ウ 再生砂（RC-10） エ 再生加熱アスファルト混合物 オ 改良土 カ 粒状改良土 キ 流動化処理土 ク 再生骨材Ⅱを用いたコンクリート ケ コンクリート用再生骨材Ⅱ コ 再生単粒度碎石（浸透トレンチ用）

1.4.3 機材の検査等（標準仕様書1.1.4.5）
本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-04	図 名	特記仕様書④	縮 尺	—
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 事務所登録 管理建築士	東京都知事 第一級建築士	一級建築士事務所 第 16988号 第30233号	土屋 清治

第5節 施工
1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）
次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。 ○ 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW） (1) バックホウ (2) ホイールローダ (3) ブルドーザ (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

(5) 空気圧縮機（可搬式）

(6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）

(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

(8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）

（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

第6節 しゅん功図等
1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）
(1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）
(2) しゅん功写真の作成は、次による。 ○ 作成しない。
(3) 保全に関する資料は、作成する。

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）
しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。 (1) 図面の種類（該当のない種類は作成しない。） ア 屋外配管図 イ 各階平面図及び図示記号 ウ 主要機械室平面図及び断面図 エ 便所詳細図 オ 各種系統図 カ 主要機器一覧表（品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等） キ ボイラー、冷凍機、昇降機等の主要機器図（監督員の承諾を受けた製作図をもって機器図としてもよい。） ク その他必要な図面

(2) 様式
しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）
(3) 提出部数 ア 電子データ版（CD-R）2部 イ 見開製本（文字無し）（A3）1部 イ 見開製本（文字入り）（A3）1部 ウ しゅん功原図 0部
1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）
(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。 ア 建物保全データ 電子データで2部 監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。 イ その他の保全に関する資料 ○ 予備品等引渡し通知書 ○ 試験成績書 ○ 官公署届出書類（副本） ○ 官公署届出書類の写し

- 鍵・備品・工具リスト
- 保証書
- 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
- 機器完成図
- ※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）
(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）による。「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）については、東京都財務局ホームページを参照する。
(2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。 ・ 「1.2.3 工事の記録等」(2)による工事記録写真 ・ 「1.6.1 完了時の提出図書」(2)によるしゅん功写真 ・ 「1.6.2 しゅん功図」(3)ウによるしゅん功図 ・ 「1.6.3 保全に関する資料」(1)による建物保全データ及びその他の保全に関する資料 ・ 標準仕様書「1.1.1.10 施工体制台帳等」(1)による施工体制台帳及び施工体系図 ・ 標準仕様書「1.1.2.2 施工計画書」(1)による施工計画書 ・ 標準仕様書「1.1.2.4 工事の記録等」(1)による工事報告書等 ・ 標準仕様書「1.1.2.4 工事の記録等」(2)による協議等記録 ・ 標準仕様書「1.1.2.4 工事記録等」(3)による試験等の記録 ・ ・

「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき3部作成の上、2部監督員に提出し、1部は工事請負契約書第46条の4第1項に定める契約不適合責任期間中、受注者が保管する。

- (3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

○ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

CADデータ著作権名：

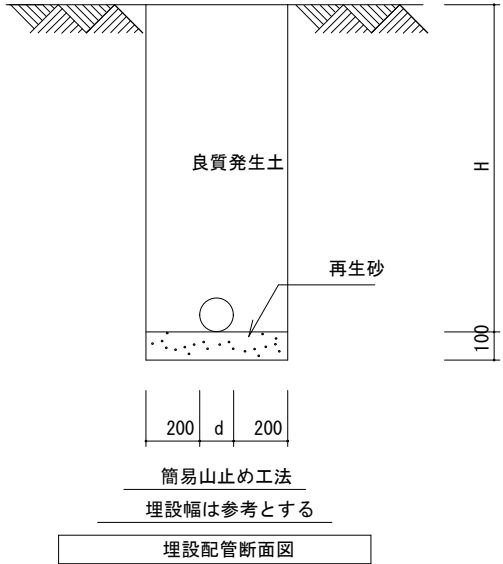
・ 貸与しない。
- (4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

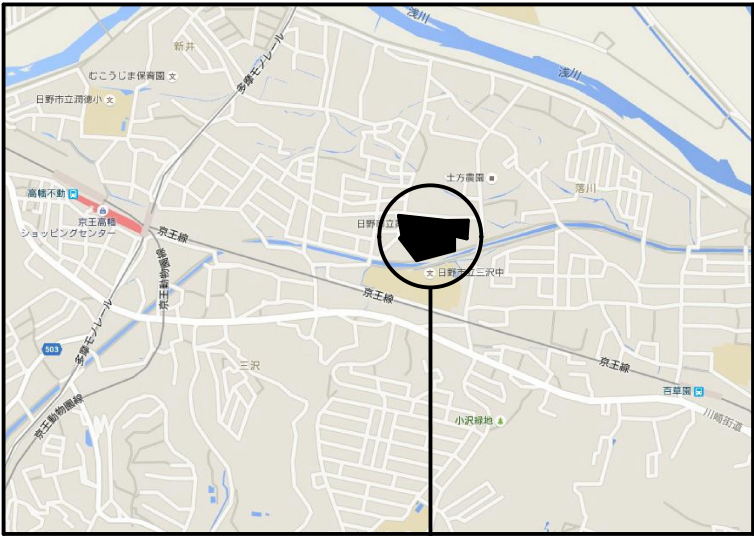
なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。
JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

凡 例	記 号	名 称	備 考
—— — ——		上 水 管	堅主管：塩ビライニング鋼管（VB）、横引管・屋内隠蔽：耐衝撃性水道用硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）
—— — -- ——		中 水 管	堅主管：塩ビライニング鋼管（VB）、横引管・屋内隠蔽：耐衝撃性水道用硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）
—— — ————		雑 排 水 管	堅主管・横引管：耐火二層管、屋内隠蔽・埋設・ビット：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RFVP）
—— — ————		汚 水 管	堅主管・横引管：耐火二層管、屋内隠蔽・埋設・ビット：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RFVP）
-- — — ————		通 気 管	堅主管・横引管：耐火二層管、屋内隠蔽・埋設・ビット：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RFVP）
—— — — ——		既 設 上 水 管（撤去）	塩ビライニング鋼管（VB）
—— — -- ——		既 設 中 水 管（撤去）	塩ビライニング鋼管（VB）
—— — ————		既設雑排水管（撤去）	排水用塩ビライニング鋼管（DVA）、埋設・ビット：硬質塩化ビニル管（VP）
—— — ————	⌋	既 設 汚 水 管（撤去）	メカニカル排水鉄管、埋設・ビット：硬質塩化ビニル管（VP）
-- — — ————		既 設 通 気 管（撤去）	排水用炭素鋼鋼管（白）
—— — ————		既設器具接続管（撤去）	排水用鉛管
⌋ ————	⌋ GV	仕 切 弁	JIS5kg／cm ² 直結部：JIS10kg／cm ²
—— — ————	CV	逆 止 弁	JIS10kg／cm ²
—— — ————	FJ	フ レ キ シ ブ ル 継 手	ステンレス製 合成ゴム製
⌋ ————		通 気 金 物	
	⊗	洗 淨 弁	
⊗(水)		水 栓	
	⊙	床 上 掃 除 口	
	⊙	床 排 水 金 物	
	⊠ ○	イ ン パ ー ト 樹	
⌋ ————		ス バ イ ラ ル ダ ク ト	亜鉛鉄板製
⌋ ————		ベ ン ト キ ャ ッ プ	SUS製深形
⌋ ————		フ レ キ シ ブ ル ダ ク ト	不燃材（大臣認定製品）、断熱材付
	⌋	吸 込 ロ ボ ッ ク ス	亜鉛鉄板製、内貼りGW25t

第2編 共通工事
第1章 一般共通事項
第2節 総合調整
2.1.2.2 総合調整
総合調整の項目は、次による。 ○ 風量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 騒音の測定（屋内、屋外、敷地境界） ○ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質測定 ○ 水量調整 ・
(2) その他特記事項は、次による。

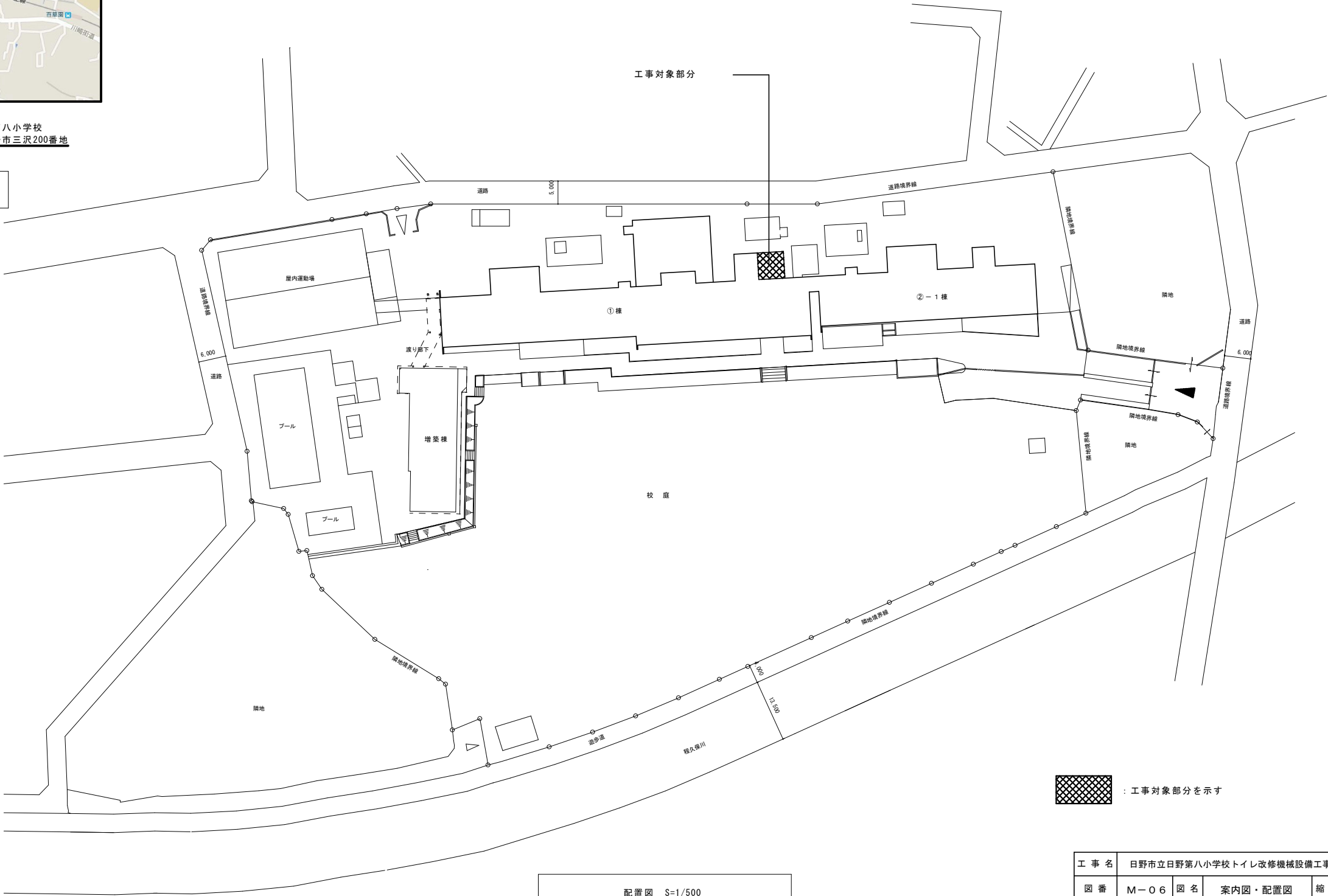
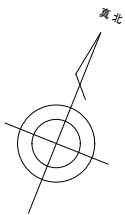


工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-05	図 名	特記仕様書⑤	縮 尺	—
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 事務所登録 東京都知事 第16988号 管理建築士 一級建築士 第30233号 土屋 清治	一級建築士事務所 第16988号 一級建築士 第30233号 土屋 清治		



日野市立日野第八小学校
工事場所：日野市三沢200番地

案内図 S=1/10000



配置図 S=1/500

 : 工事対象部分を示す

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統			
図 番	M-06	図 名	案内図・配置図	縮 尺 A1:1/500 A2:1/1000 A3:1/10000 A3-1/2000
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 16988号 管理建築士 一級建築士 第30233号 土屋 清治			

新設器具表

注記：１．器具表に記載された参考型番は、あくまで各器具の機能を例示するものであり、製造業者を指定するものではない。（上段はＴＯＴＯ、下段はＬＩＸＩＬの参考型番を示す）

名 称	参 考 型 番	仕 様 及 び 付 属 品	１ 階		２ 階		３ 階		合 計	備 考
			男 子 便 所	女 子 便 所	男 子 便 所	女 子 便 所	男 子 便 所	女 子 便 所		
洋 風 大 便 器 （ 便 座 蓋 有 ） 再生水仕様	CFS494NHRS	TV665CP（再生水用床FV），TC291（蓋付便座），TS153S（便座当たり止め），その他付属品一式	2	3					5	
	C-P25S	CF-T7114A-C（再生水用床FV），CF-39AK（蓋付便座），CF-51B（便座当たり止め）その他付属品一式								
洋 風 大 便 器 （ 便 座 蓋 無 ） 再生水仕様	CFS494NHRS	TV665CP（再生水用床FV），TC291J（蓋無便座），TS153S（便座当たり止め），その他付属品一式			2	4	2	4	12	
	C-P25S	CF-T7114A-C（再生水用床FV），CF-39CK（蓋無便座），CF-51B（便座当たり止め）その他付属品一式								
紙巻器	YH701	棚付二連	2	3	2	4	2	4	17	
	CF-63HST	棚付二連								
壁 掛 小 便 器 （ 低 リ ッ プ 大 形 ）	UFS900R		3		4		4		11	
	U-A51AP									
小 便 器 用 手 す り	T112CU22		1		1		1		3	
	KF-701AEJ									
ブ ラ ケ ッ ト 式 カ ウ ン タ ー	ML55	1360mm		1					1	
	MB-600SS	1360mm								
ブ ラ ケ ッ ト 式 カ ウ ン タ ー	ML55	1840mm	1						1	
	MB-600SS	1840mm								
カ ウ ン タ ー 式 洗 面 器	L530	TLDS2105JA（床排水金具）、その他付属品一式	2	2					4	
	L-2260	LF-WN7SCFL（床排水金具）、その他付属品一式								
台 付 自 動 水 栓	TLE28SA1A	排水栓有、AC100V	2	2					4	
	AM-300V1	排水栓有、AC100V								
台 付 自 動 水 栓	TLE28502JA	排水栓なし、AC100V			2	3	2	3	10	
	AM-300CV1	排水栓なし、AC100V								
掃 除 用 流 し	SK22A	T23AE20C（給水栓），T37SGEP（ストラップ），その他付属品一式	1			1		1	3	
	S-202A	LF-7E-19-U（給水栓），SF-20SAF-P（ストラップ），その他付属品一式								

新設機器表

注記：機器表の備考欄に記載された参考型番は、あくまで各機器の機能を例示するものであり、製造業者を指定するものではない。

記 号	名 称	仕 様	消費電力	電 源	台数	設 置 場 所	備 考
EF - 1	ストレートシロッコファン	天吊埋込タイプ 消音形 200φ × 450CMH × 110Pa 付属品 防振吊金具	74.5W	1φ-100V	6	1・2・3階男子・女子便所	三菱：BFS-50SUG2相当品

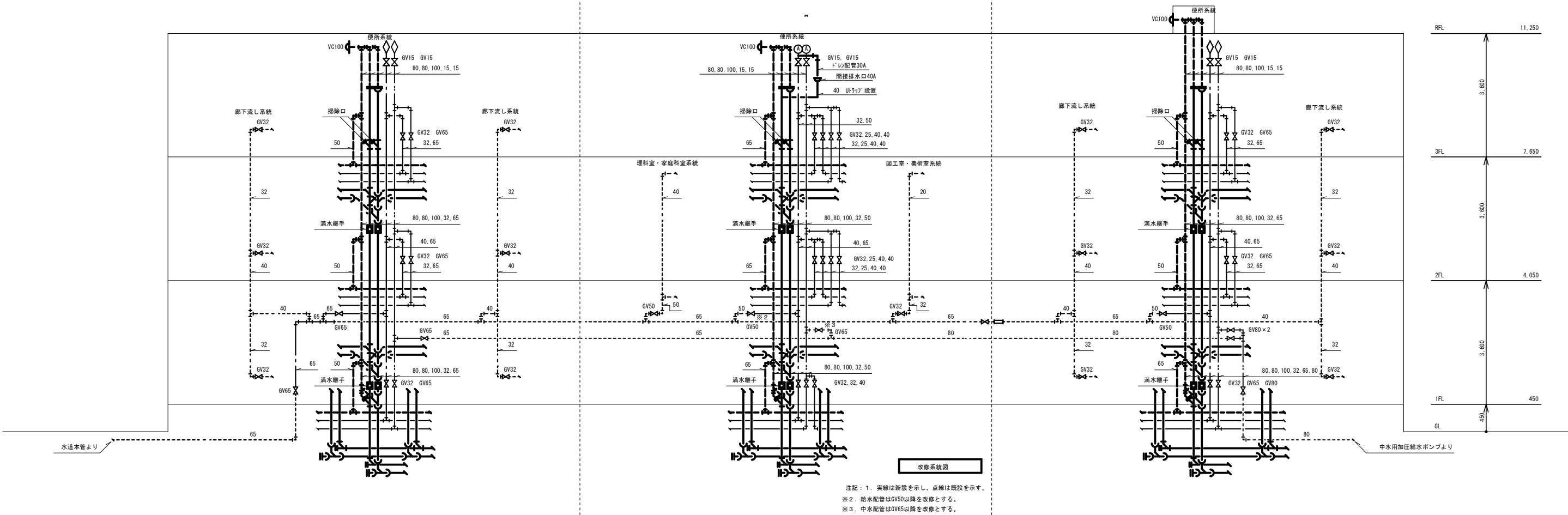
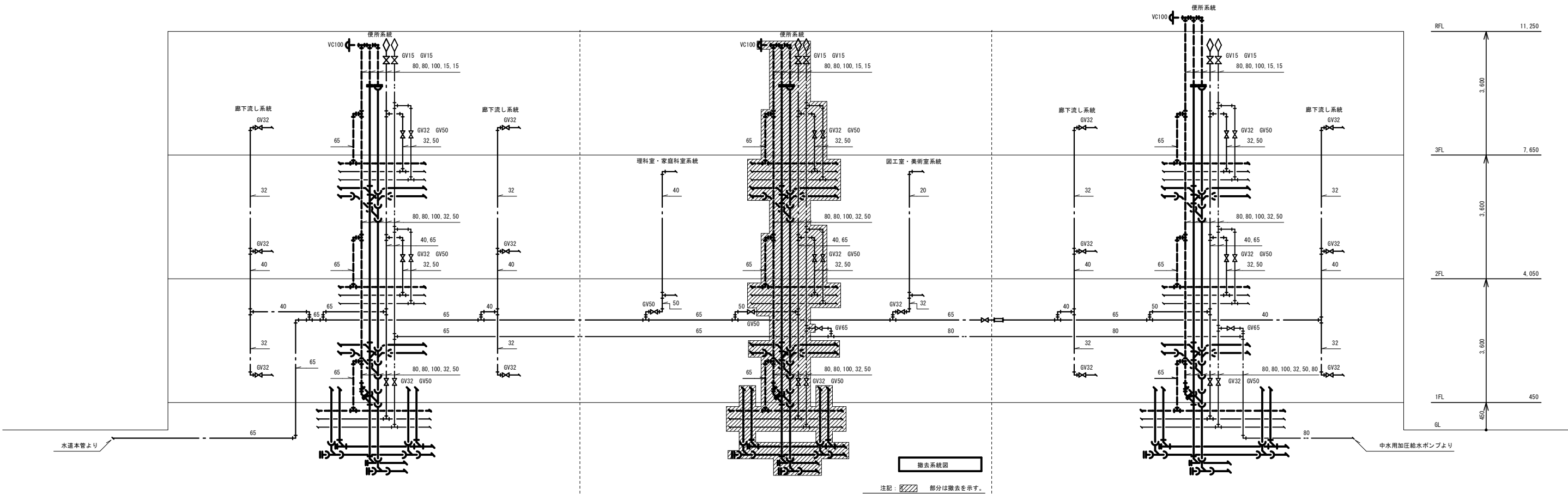
工 事 名		日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-07	図 名	器具表・機器表（改修）		縮 尺	—
作 成 年 月 日		監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日		設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 16988 号 管理建築士 一級建築士 第 30233 号 土屋 清治				

撤去器具表

名 称	参考型番 (I N A X)	仕 様 及 び 付 属 品	1 階		2 階		3 階		合 計	備 考
			男 子 便 所	女 子 便 所	男 子 便 所	女 子 便 所	男 子 便 所	女 子 便 所		
和 風 大 便 器	C－7 5 2 B F	C F B－5 1 0 U V , K F－4 2 M (A Y)	1	3	1	4	1	4	1 4	
和風大便器耐火カバー	T I－R 3 6－0 1 9				1	4	1	4	1 0	
洋 風 大 便 器	C－5 0	C F－5 1 L , K F－4 2 M (A Y)	1	1	1	1	1	1	6	
小 便 器	U－3 2 1		4						4	
小 便 器	U－3 3 1				4		4		8	
ハ イ タ ン ク	D T－3 0 4	ハイタンク用自動給水栓 D K－1 0			1		1		2	
洗 面 器	L－1 3 2 A G				3	3	3	3	1 2	
洗 面 器	L－2 1 4 5 U E C		2	2					4	
掃 除 用 流 し	S－2 0 2 A		1	1	1	1	1	1	6	
洋風大便器用手すり	K F－9 1 0 S 6 0		1	1	1	1	1	1	6	

撤去機器表

記 号	名 称	仕 様	消費電力	電 源	台数	設 置 場 所	備 考
E F－1 1	ストレートシロッコファン	消音形（天井埋込） 2 0 0 ϕ × 5 0 0 C M H × 1 5 m m A q 付属品 アルミ製ウェザーカバー	不明	不明	6	1 ・ 2 ・ 3 階男子・女子便所	三菱：BFS-20CSAU相当品

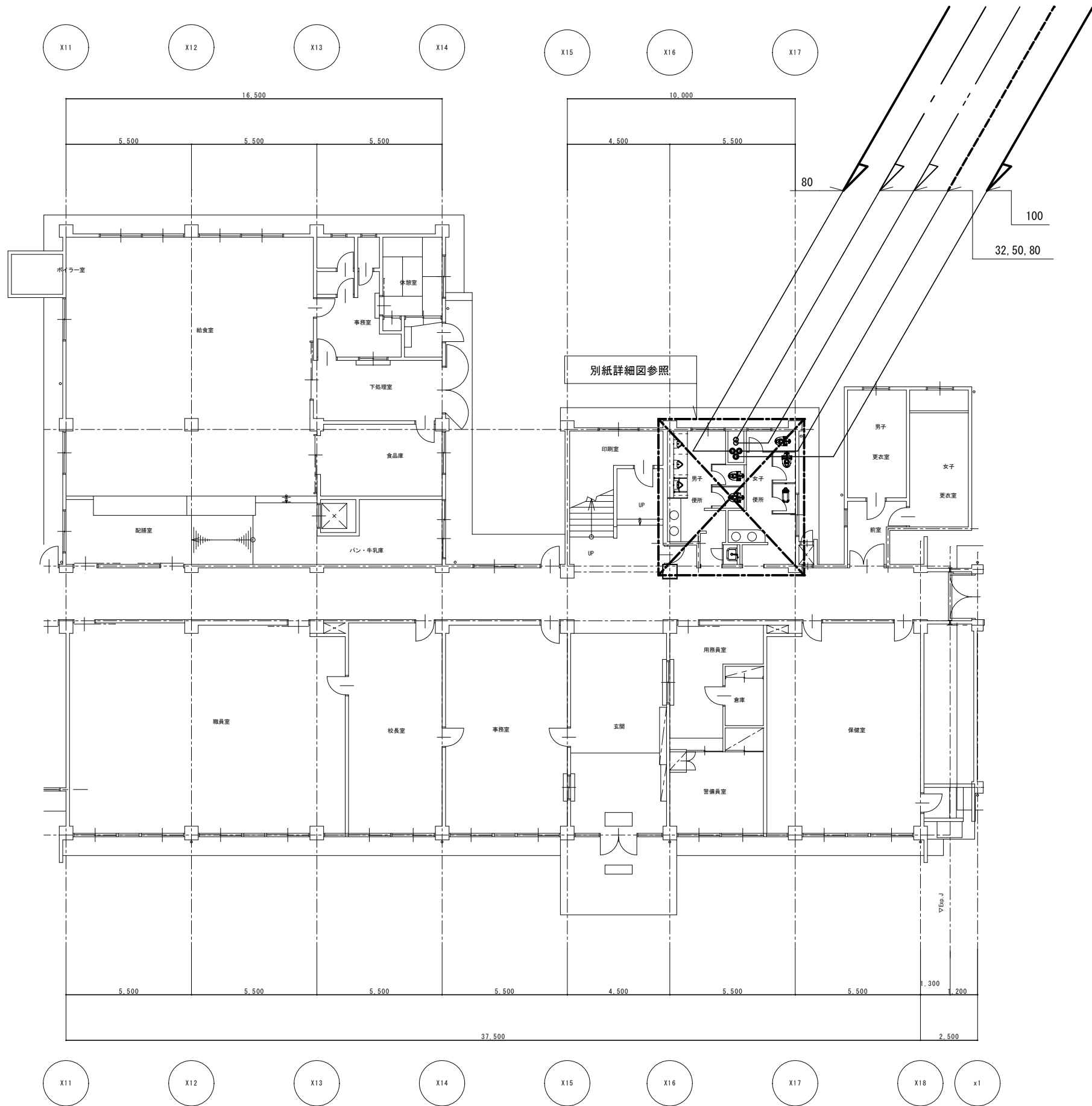


①棟西系統 (改修対象外系統)

①棟東系統 (改修対象系統)

②-1棟系統 (改修対象外系統)

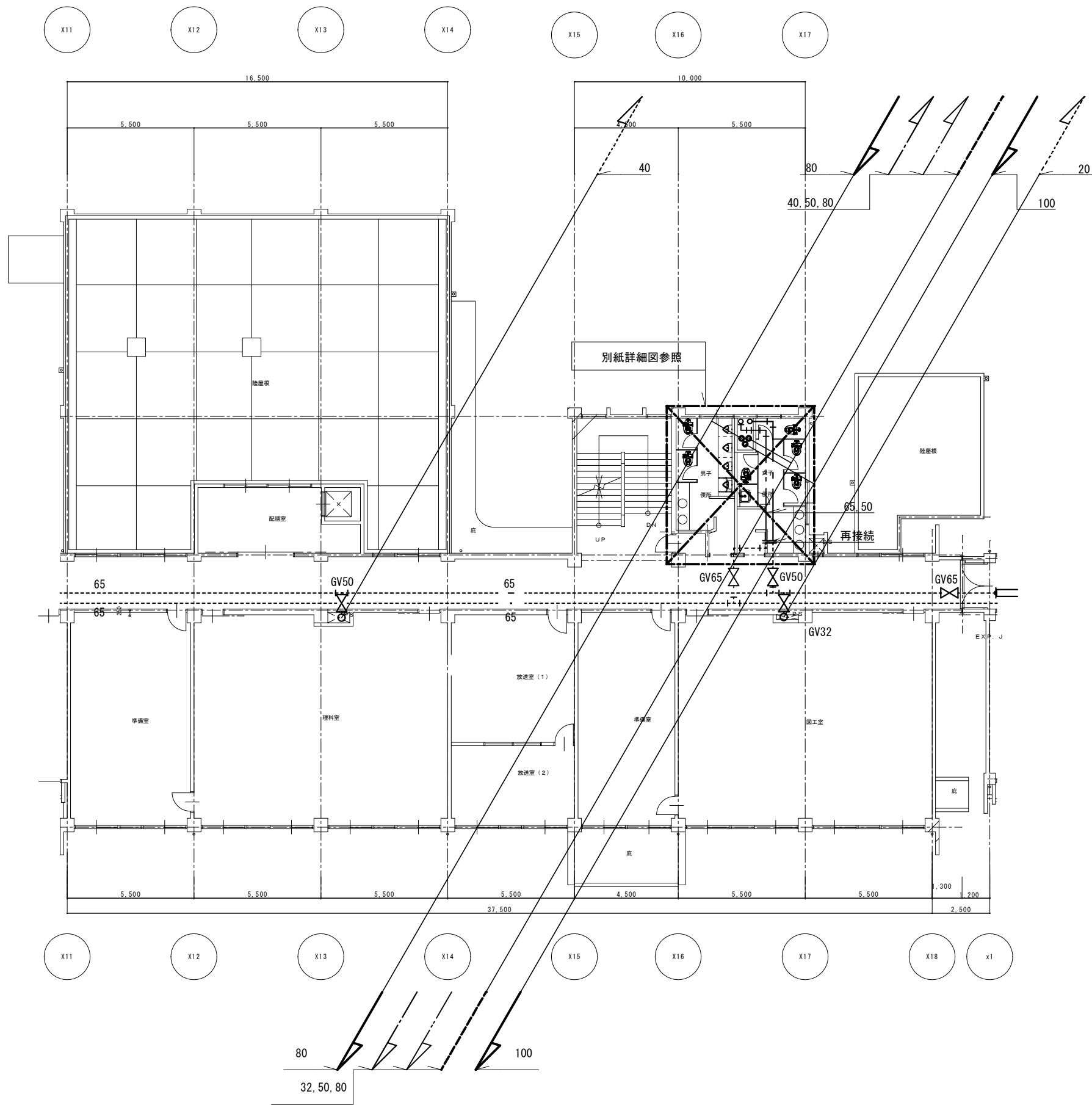
工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-09	図 名	系統図 (撤去・改修)	縮 尺	—
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 16988号 管理建築士 一級建築士 第30233号 土屋 清治				



注記：1. 実線は新設を示し、点線は既設を示す。
2. 斜線部分は、仮設撤去範囲を示す。

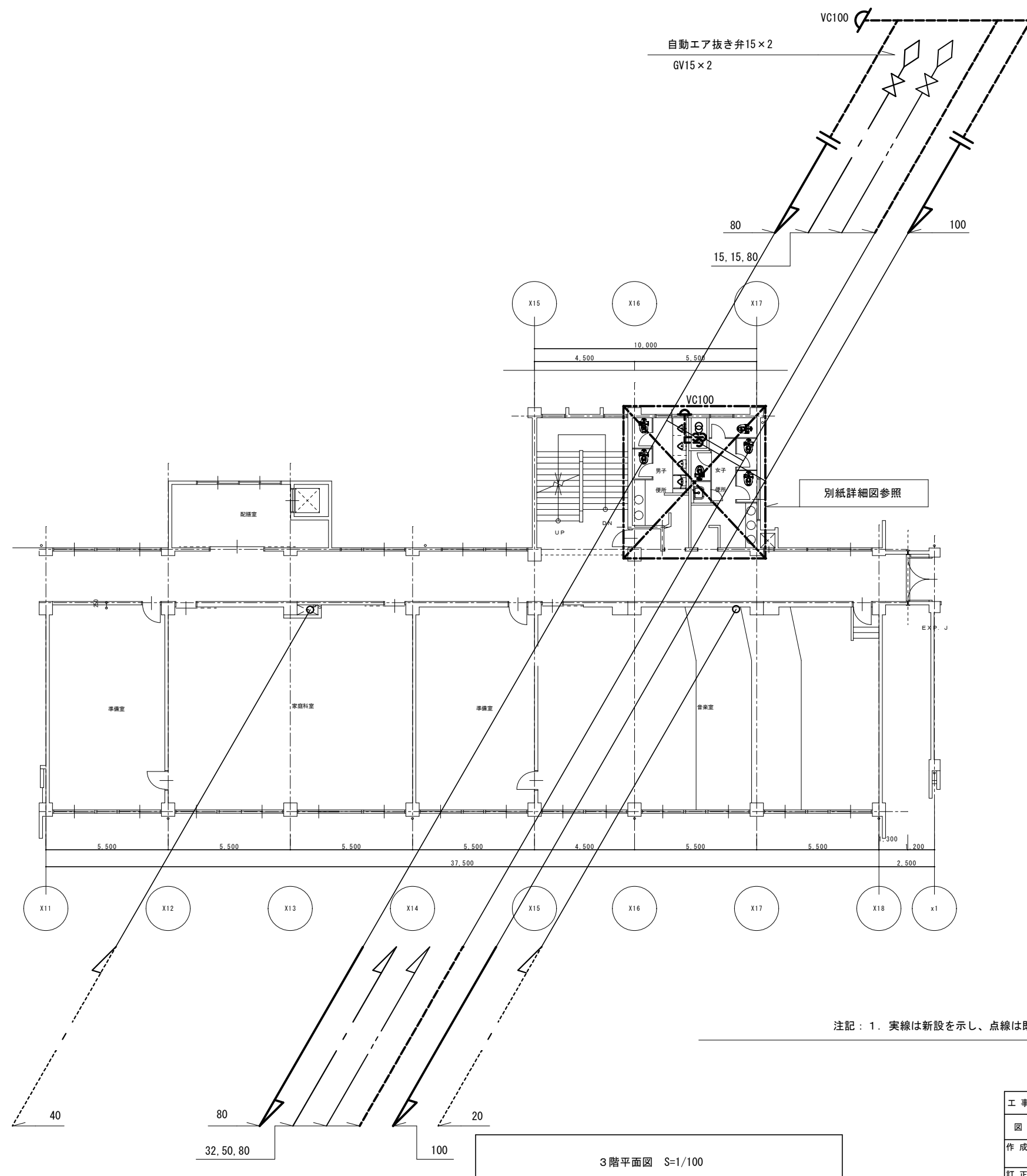
1 階平面図 S=1/100

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-10	図 名	1階平面図（改修）	縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 16988号 管理建築士 一級建築士 第30233号 土屋 清治				



2階平面図 S=1/100

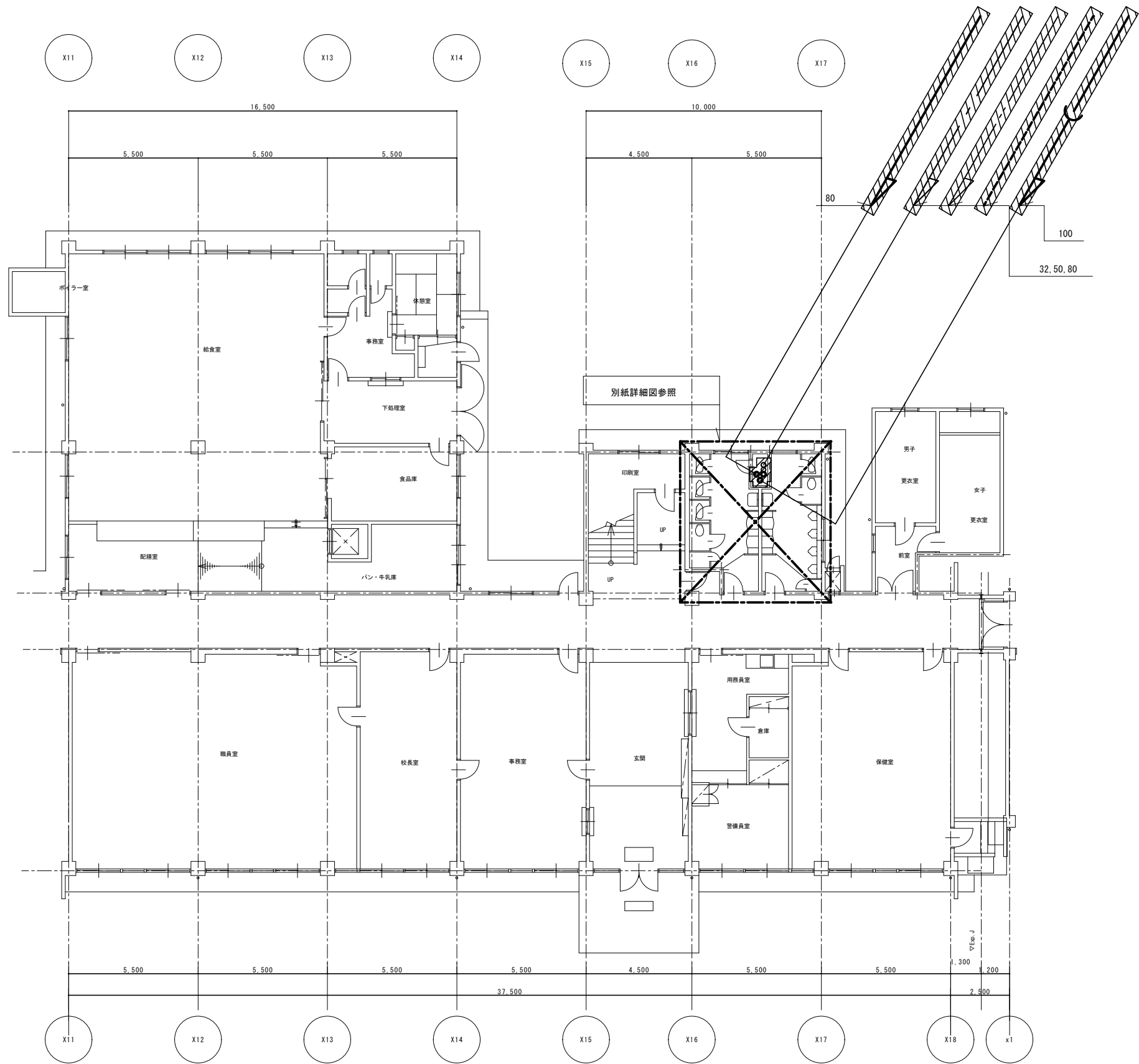
工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-11	図 名	2階平面図 (改修)	縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
作 成	年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正	年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 事務所登録 東京都知事 第 16988号 管理建築士 一般建築士 第30233号 土屋 清治	一級建築士事務所	



注記：1. 実線は新設を示し、点線は既設を示す。

3階平面図 S=1/100

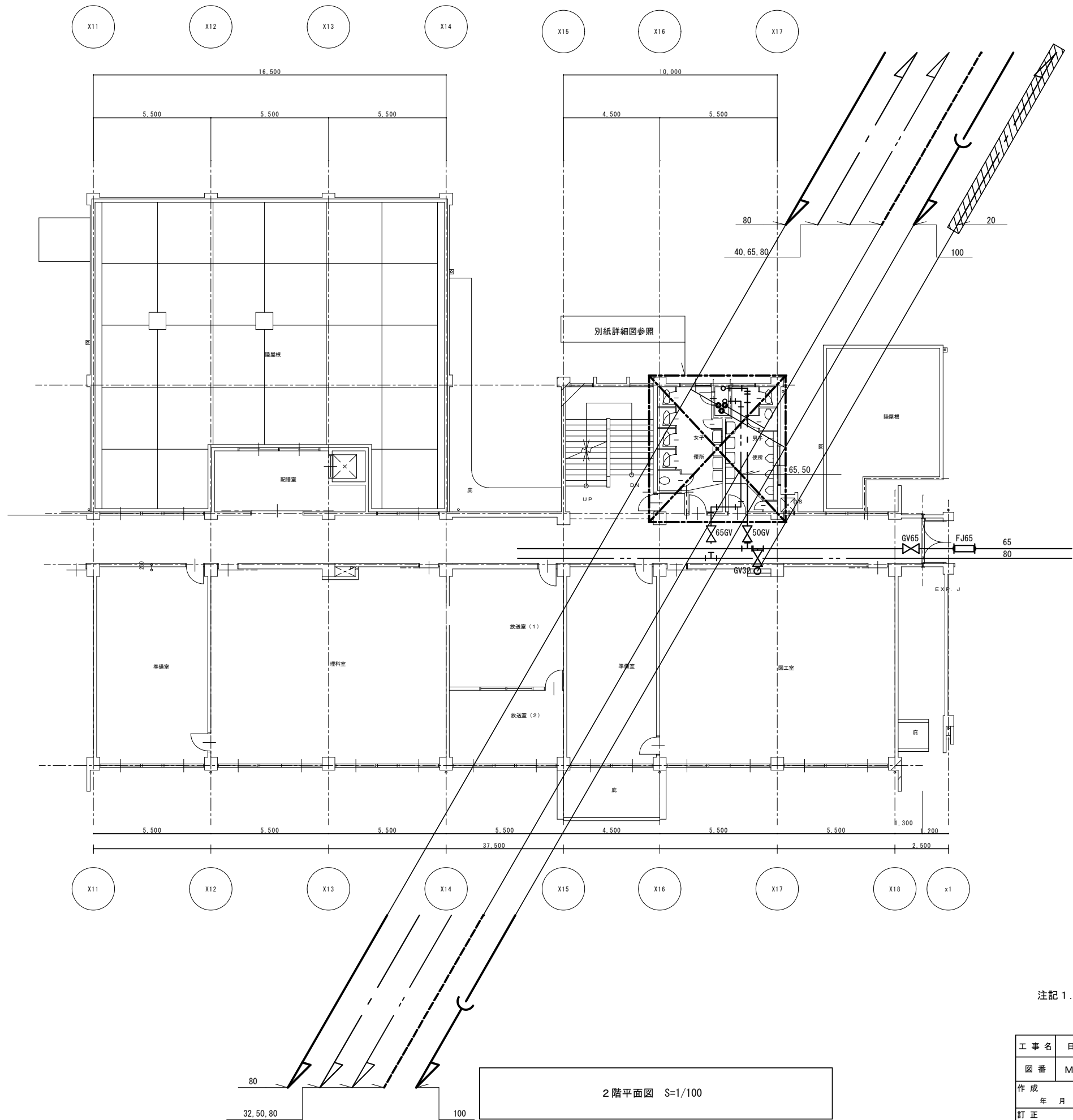
工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-12	図 名	3階平面図（改修）	縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 16988号 管理建築士 一級建築士 第30233号 土屋 清治				



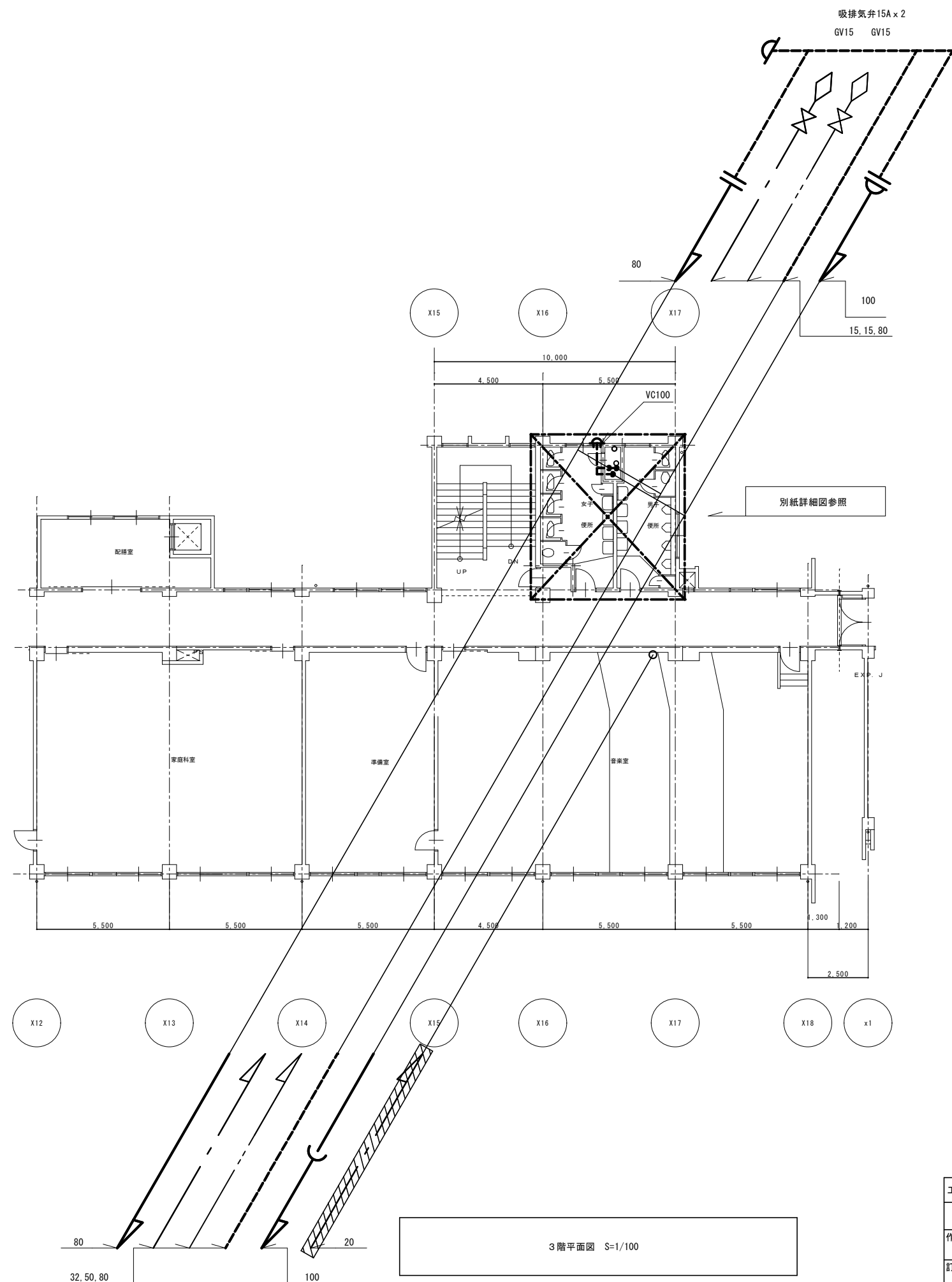
注記 1. は撤去対象外を示す。

1 階平面図 S=1/100

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-13	図 名	1 階平面図 (撤去)	縮 尺	A1: 1/100 A3: 1/200
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 16988 号 管理建築士 一級建築士 第 30233 号 土屋 清治				

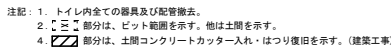


注記1.  は撤去対象外を示す。				
工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統			
図 番	M-14	図 名	2階平面図 (撤去)	縮 尺 A1: 1/100 A3: 1/200
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 事務所登録 東京都知事 第16988号 管理建築士 一級建築士 第30233号	一級建築士事務所 第16988号 一級建築士 土屋 清治	

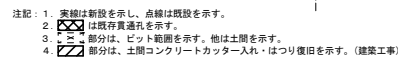


注記 1. は撤去対象外を示す。

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統			
図 番	M-15	図 名	3階平面図（撤去）	縮 尺 A1:1/100 A3:1/200
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課	
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 16988号 管理建築士 一級建築士 第30233号 土屋 清治	

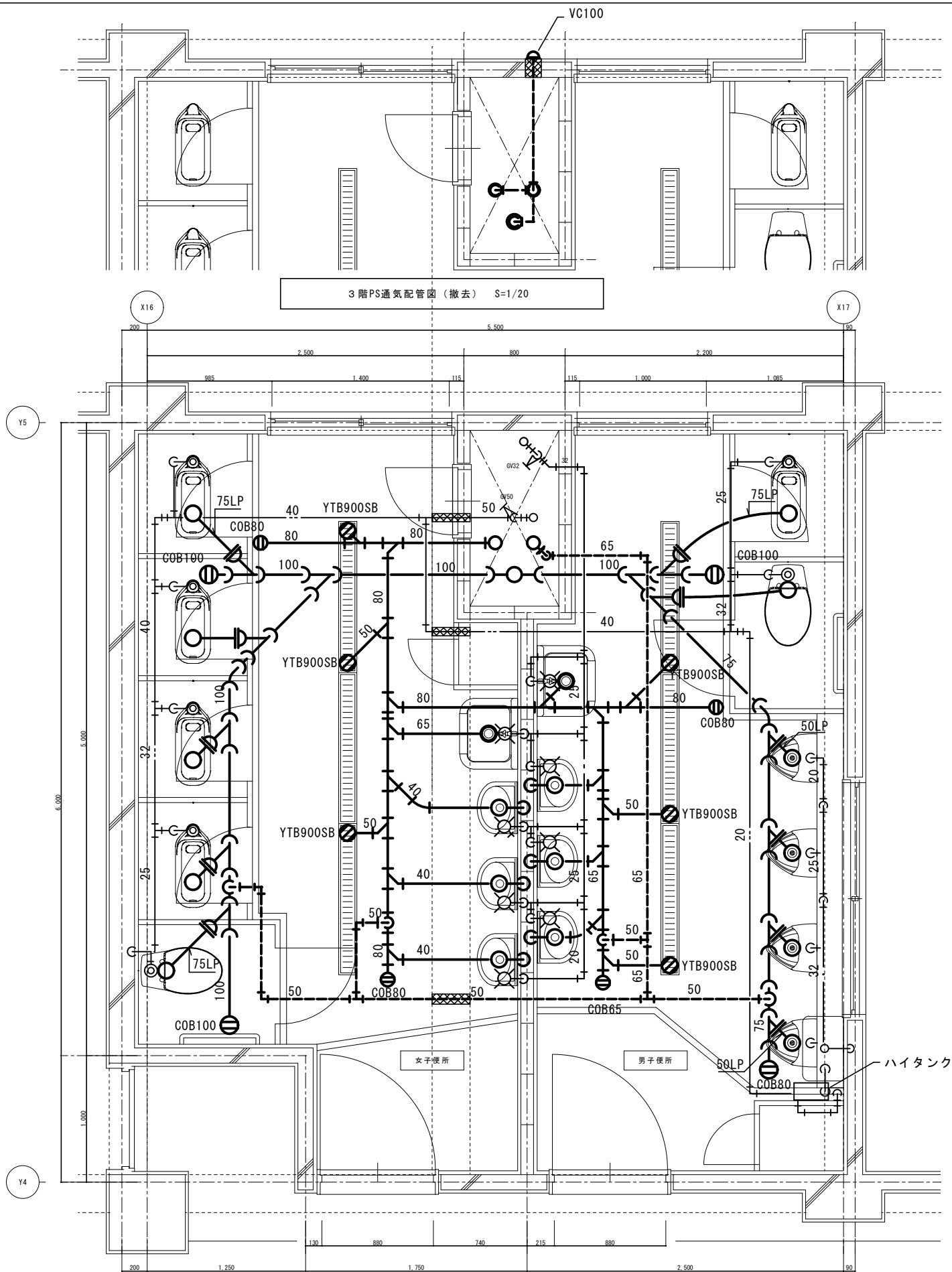


1 階平面詳細図 (撤去) S=1/20

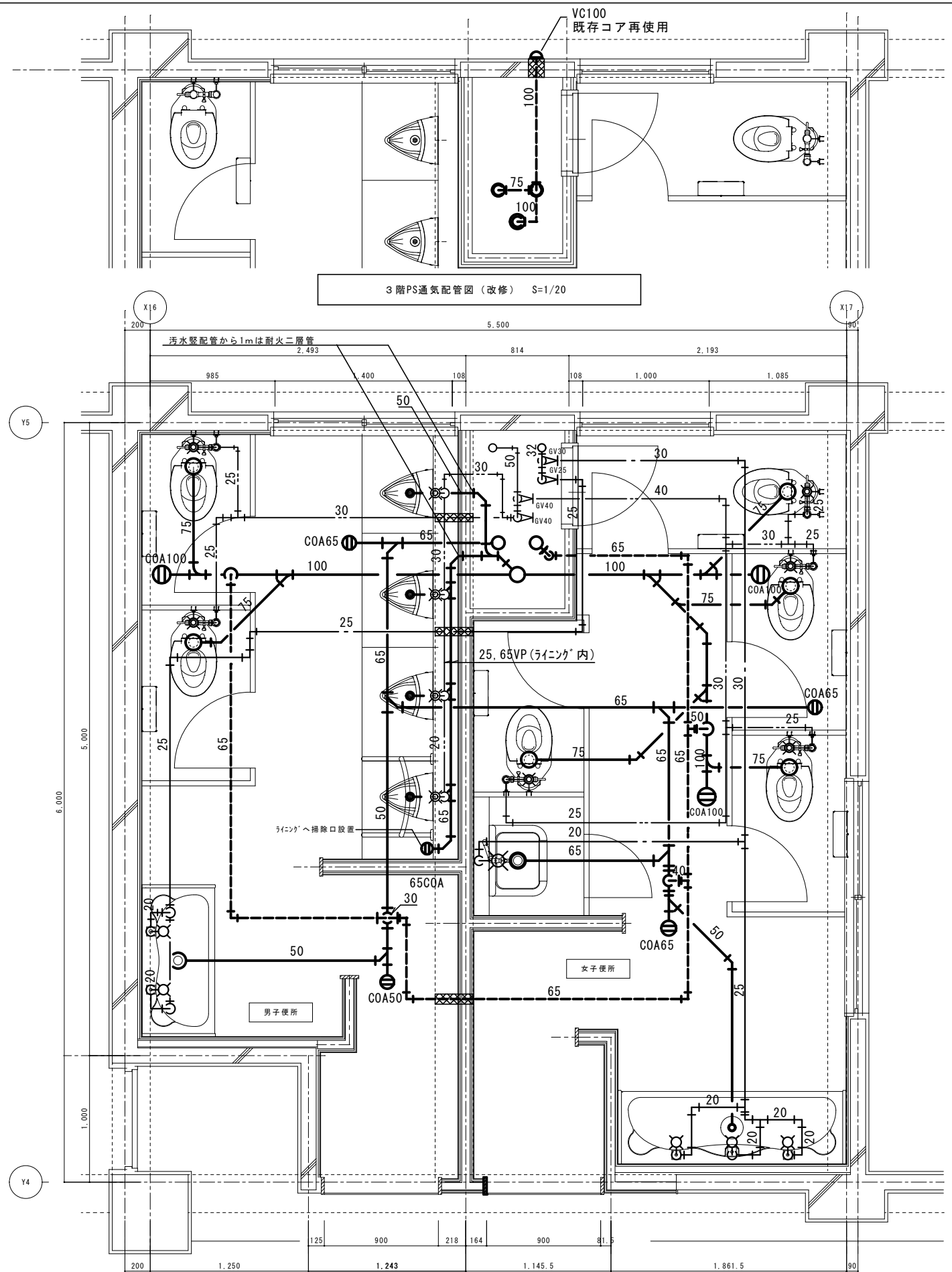


1 階平面詳細図 (改修) S=1/20

工 事 名		日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番		M-16	図 名	給排水衛生設備撤去改修 1階平面詳細図		縮 尺 A1:1/20 A3:1/40
作 成 年 月 日		監 理		日野市総務部建築営繕課		
訂 正 年 月 日		設 計		株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 〒169-8501 東京都荒川区西日野 第1698号 管理棟3F 第30233号 土屋 清治		

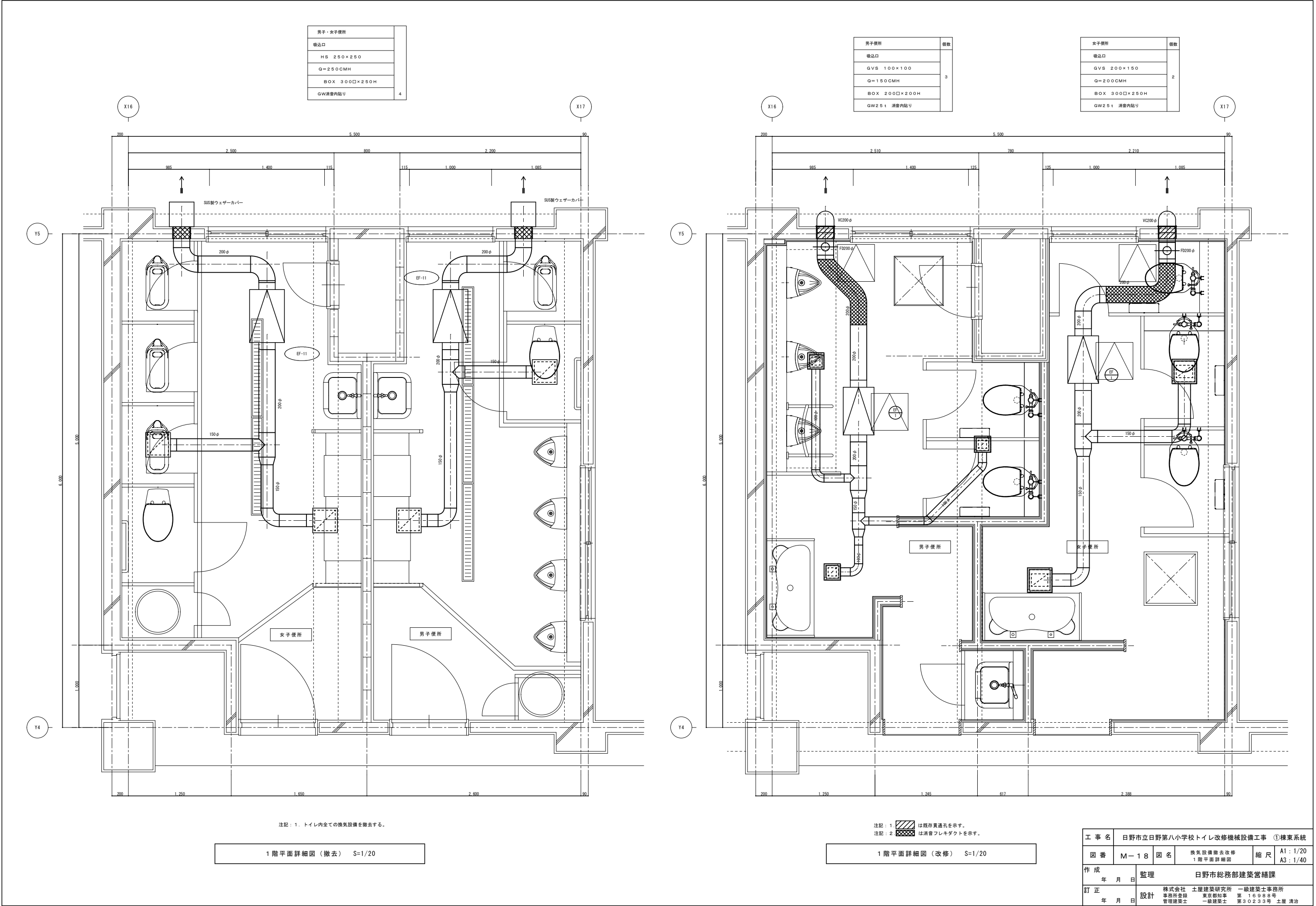


2,3階平面詳細図(撤去) S=1/20



2,3階平面詳細図(改修) S=1/20

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-17	図 名	給排水衛生設備撤去改修 2・3階平面詳細図	縮 尺	A1: 1/20 A3: 1/40
作 成	年 月 日	監理	日野市総務部建築営繕課		
訂 正	年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第169988号 管理建築士 一級建築士 第30233号 土屋 清治		



男子・女子便所	
吸込口	
H S	250×250
Q	250CMH
B O X	300□×250H
GW消音内貼り	4

男子便所	
吸込口	
G V S	100×100
Q	150CMH
B O X	200□×200H
GW25t	消音内貼り

女子便所	
吸込口	
G V S	200×150
Q	200CMH
B O X	300□×250H
GW25t	消音内貼り

注記：1. トイレ内全ての換気設備を撤去する。

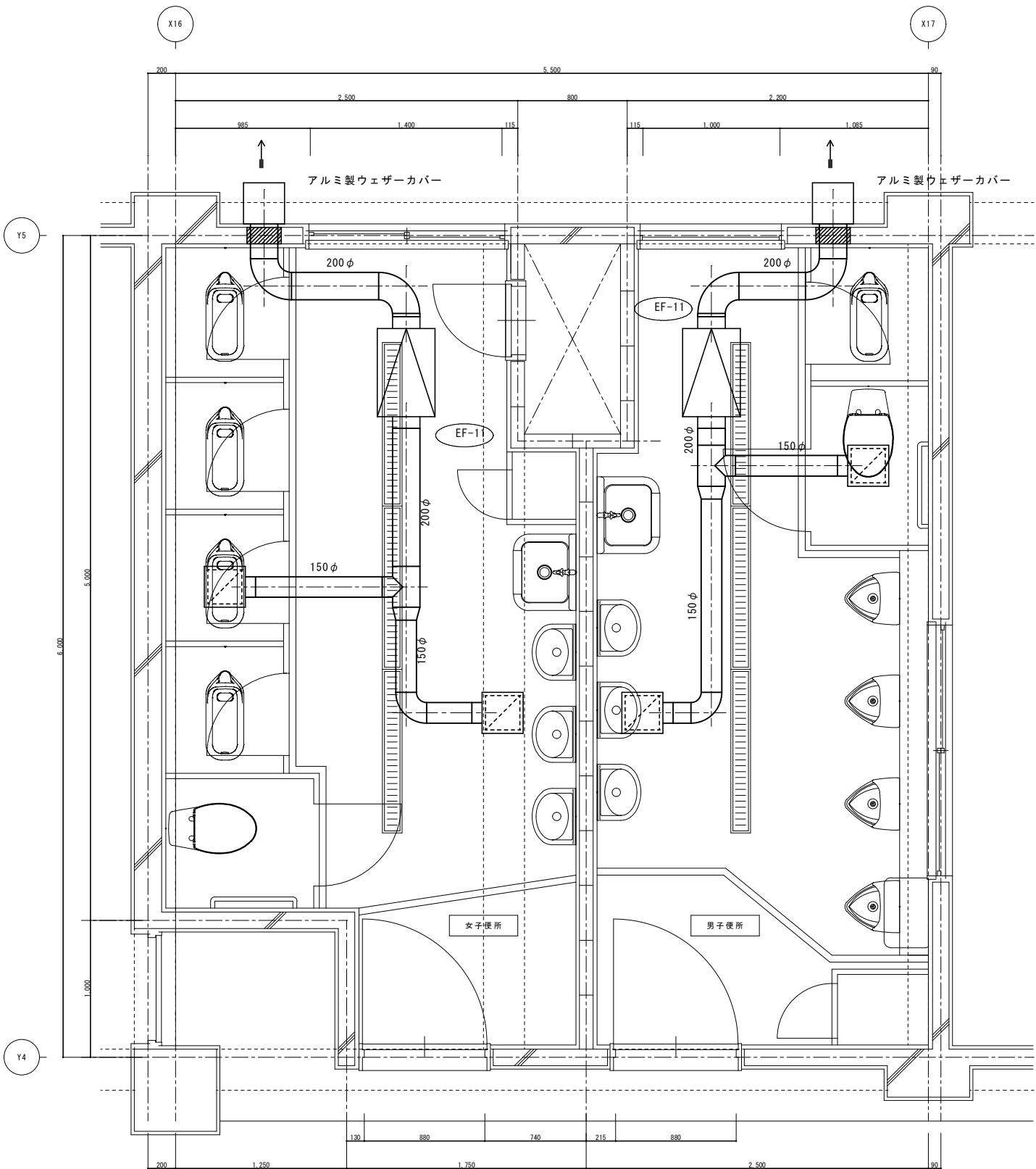
1階平面詳細図（撤去） S=1/20

注記：1. は既存貫通孔を示す。
注記：2. は消音フレキダクトを示す。

1階平面詳細図（改修） S=1/20

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-18	図 名	換気設備撤去改修 1階平面詳細図	縮 尺	A1: 1/20 A3: 1/40
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 事務所登録 管理建築士	一級建築士事務所 東京都知事 第 16988号 一級建築士 第 30233号 土屋 清治		

男子・女子便所	
吸込口	
HS 250×250	
Q=250CMH	
BOX 300□×250H	
GW消音内貼り	4



注記：1. トイレ換気設備を全て撤去。

2. 3階平面詳細図（撤去） S=1/30

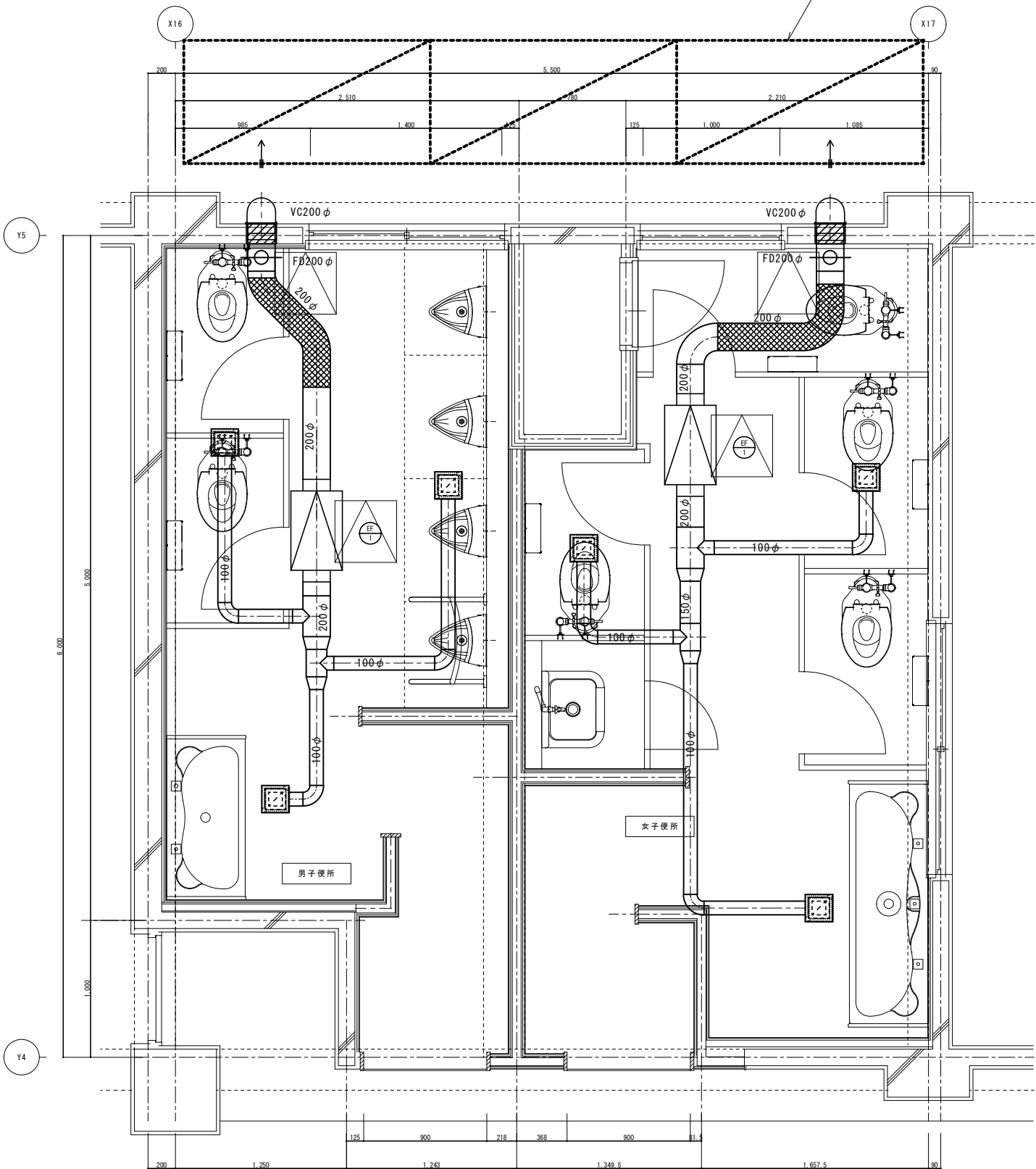
2階男子便所	
吸込口	
GVS 100×100	3
Q=133CMH	
BOX 200□×200H	
GW25t消音内貼り	

3階男子便所	
吸込口	
GVS 100×100	3
Q=133CMH	
BOX 200□×200H	
GW25t消音内貼り	

2階女子便所	
吸込口	
GVS 100×100	3
Q=150CMH	
BOX 200□×200H	
GW25t消音内貼り	

3階女子便所	
吸込口	
GVS 100×100	3
Q=150CMH	
BOX 200□×200H	
GW25t消音内貼り	

手摺先行枠根本足場（建築工事）
900×1800×3枚 H=10m



注記：1. は既存貫通孔を示す。
注記：2. は消音フレキダクトを示す。

2. 3階平面詳細図（改修） S=1/20

工 事 名	日野市立日野第八小学校トイレ改修機械設備工事 ①棟東系統				
図 番	M-19	図 名	換気設備撤去改修 2・3階平面詳細図	縮 尺	A1: 1/20 A3: 1/40
作 成	年 月 日	監理	日野市総務部建築営繕課		
訂 正	年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 16988号 管理建築士 一級建築士 第30233号 土屋 清治		